
返戻金制度について

■返戻金制度に関する事項

当社の紹介により就職した者が本人の都合による退社又は本人の責めに基づく解雇により雇用契約を終了した場合、受領した紹介手数料から次に定める金額を求人者に返還する制度です。

紹介した求職者が専らその求職者の事由により退職した場合は、

- （１）入社後１ヶ月未満に雇用契約が終了した場合１００％を返却することとする。
- （２）入社後１ヶ月以上３ヶ月未満に雇用契約が終了した場合５０％を返却することとする。